

平成24年6月22日
航空局近畿圏・中部圏空港政策室

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び 管理に関する基本方針について

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第2条に基づき、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針を別紙のとおり定め、本日告示致しましたので、お知らせ致します。

問い合わせ先

国土交通省航空局近畿圏・中部圏空港政策室

蔭山、杉田 5253-8111（内線49-613）
5253-8643（直通）
5253-1706（FAX）